

佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第三十一号

佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給規則

(目的)

第一条 この規則は、佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例（昭和三十一年佐賀県条例第三十八号。以下「条例」という。）第五条の規定に基づき、定時制通信教育手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(端数計算)

第二条 条例第三条の規定による定時制通信教育手当の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該定時制通信教育手当の月額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

(条例附則第二項の規定により定時制通信教育手当の額から減ずる額に関する端数計算)

2 条例附則第二項に規定する定時制通信教育手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該定時制通信教育手当の月額とする。